

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 2 0 号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表(1)の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。